

# 高知県公報

発行 高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知（2件）（治山林道課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（"）	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（2件）（漁業管理課）	1
○道路の区域変更（2件）（道路課）	2
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定（建築指導課）	2
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認（会計管理課）	2
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出（"）	2
公 告	
○土地改良区の役員の退任（農業基盤課）	2
○土地改良区の清算人の退職（"）	2
○林業種苗生産事業者講習会の実施（木材増産推進課）	3
入札公告	
○一般競争入札（平成28年度高知県防災行政無線システム保守委託業務）の公告（危機管理・防災課）	3

## 告 示

### 高知県告示第65号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
安芸市穴内字道南乙2336の1、字東平乙2340の2
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字道南乙2336の1（次の図に示す部分に限る。）、字東平乙2340の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第66号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
土佐郡大川村朝谷字ヨシ170の1、170の2

2 指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第67号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林とし

て指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成8年10月農林水産省告示第1626号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第68号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名  
室戸市 池田 重幸  
" 川口 光秀  
" 花岡 俊秋

(2) 加入区  
羽根町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
羽根町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間  
平成28年2月19日から同年3月4日まで

(2) 縦覧場所  
羽根町漁業協同組合事務所

### 高知県告示第69号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名  
幡多郡大月町 黒田 朝男

〃 〃 梶原 紹之  
〃 〃 黒田 一男

- (2) 加入区の名称  
柏島加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間  
平成28年2月19日から同年3月4日まで
- (2) 縦覧場所  
すくも湾漁業協同組合柏島支所事務所

高知県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成28年2月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 磯谷本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町北山字ワタツ甲176番3から 長岡郡本山町北山字ワタツ甲172番1まで	前	3.7 }	71
		5.2	
長岡郡本山町北山字ワタツ甲176番3から 長岡郡本山町北山字ワタツ甲171番1まで	後	8.4 }	69
		20.5	

高知県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成28年2月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町七里字竹ノ本甲1176番1から 高岡郡四万十町七里字エビスノ前甲1213番1まで	前	4.4 }	168
		12.1	
	後	9.7 }	168
		13.9	

高知県告示第72号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。  
平成28年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町字新町丸482番3	香美市土佐山田町西本町二丁目63番	12.00 }	508.70
		25.00	

高知県告示第73号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
平成28年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
一般社団法人高知県交通安全協会  
会長 山中 忠夫
- 2 売りさばき所の所在地及び名称

- (変更前) 南国市大桶甲1598-1 南国警察署内  
一般社団法人高知県交通安全協会
- (変更後) 南国市大桶乙799番地1 南国警察署内  
一般社団法人高知県交通安全協会

- 3 変更承認年月日  
平成28年2月8日

高知県告示第74号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
平成28年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
一般社団法人高知県交通安全協会  
会長 川井 喜久博  
(変更後) 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
一般社団法人高知県交通安全協会  
会長 山中 忠夫

- 2 変更年月日  
平成28年1月20日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市上神田土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。  
平成28年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
監事	松浦 洋一	須崎市神田 1191-3
〃	井上 周二	〃 土崎町 2-3
〃	大野 次	〃 神田 635

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、須崎市上神田土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。  
平成28年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
井上 達男	須崎市土崎町 6-23
山崎 元靖	〃 神田 607

松浦久壽夫	〃	〃	1797-1
松浦土佐男	〃	〃	602-4
細木 康彦	〃	〃	238
松浦 栄彦	〃	〃	1135
松浦 謙一	〃	〃	1080-2
大野 雅彦	〃	〃	443
大野 尊明	〃	〃	1382
長山 正一	〃	吾井郷甲	625
梅原 正光	〃	〃	150-2
横山 辰夫	〃	神田	675
松浦 博	〃	〃	1547
細木 正文	〃	〃	231-ロ
山崎 啓作	〃	〃	112-1
井東 幸男	〃	〃	1655-2
武田 義雄	〃	〃	454
堅田 良明	〃	吾井郷乙	1258

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成27年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 開催の日時及び場所

日時	場所
平成28年3月14日（月） 午前9時30分から午後4時30分 まで	香美市土佐山田町大平80 高知県立森林技術センター 事務室2

2 受講対象者

林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者

3 林業種苗生産事業者講習会の内容

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講手数料

14,000円（種苗生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）に高知県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

5 受講申込書の提出場所及び提出期限

受講を希望する者は、受講申込書を平成28年3月1日（火）までに住所地を管轄する林業事務所（中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所）に提出すること。

6 受講申込書の配布場所

高知県林業振興・環境部木材増産推進課、各林業事務所及び中央東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合

7 問い合わせ先

高知県林業振興・環境部木材増産推進課（電話番号088-821-4602）

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称及び数量  
平成28年度高知県防災行政無線システム保守業務委託 一式
- (2) 特定役務の特質等  
入札説明書による。
- (3) 特定役務の履行期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前はこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第

638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (4) 国又は地方公共団体において、防災行政無線システムの保守業務及び修繕業務のそれぞれにおける受注及び業務遂行の実績を有する者であること。
- (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県危機管理部危機管理・防災課  
電話番号088-823-9320

(2) 入札説明書の交付方法

平成28年2月19日（金）から同年3月16日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時  
平成28年3月30日（水）午前10時  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成28年3月28日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。
- イ 場所  
高知市本町五丁目2番17号 高知本町ビル2階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した国又は地方公共団体での防災行政無線システムの保守

<p>業務及び修繕業務のそれぞれにおける受注及び業務遂行の実績を証明する書類を平成28年3月22日(火)午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成28年2月26日(金)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 調達手続の停止等 平成28年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合(修正されて議決された場合を含む。)は、本件調達手続の停止等を行うことがある。</p> <p>(11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature and quantity of the operations to be provided: Maintenance of the Kochi Prefecture</p>	<p>emergency wireless radio system for fiscal 2016 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 22 March 2016</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Wednesday 30 March 2016</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 28 March 2016</p> <p>(5) Department in charge: Disaster Management and Prevention Division, Department of Disaster Management, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9320</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>	
--	--	--